

岡 情 審 査 第 6 4 号

平成31年 1月11日

岡 山 市 長 大 森 雅 夫 様

岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会

会 長 福 重 さ と 子

岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成29年11月14日付け岡東総第773-1号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「境界確定申請書等境界確定協議書（岡山市東区中尾 50-362、50-329、50-308、50-318）」に係る公文書開示請求に対して、一部開示とした決定に対する審査請求についての諮問

第1 審査会の結論

本件公文書開示請求に対して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定は妥当である。

第2 審査請求及び諮問の経緯

- 1 本件審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成29年9月14日付けで、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、境界確定申請書等境界確定協議書（岡山市東区中尾50-362、50-329、50-308、50-318）（以下「本件公文書」という。）について、公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 本件請求に対し、実施機関は、同年9月27日付けで、本件公文書について、次に掲げる部分が非開示理由に該当するとして一部開示決定を行った。
 - (1) 本件公文書について、個人の住所、氏名、印影及び電話番号は、条例第5条第1号の個人情報に該当するため非開示。
 - (2) 本件公文書のうち境界確定協議書については、申請者に交付済みであり、市は保有していないため非開示。
 - (3) 本件公文書のうち岡山市東区中尾50-318については、地番不存在のため非開示。
- 3 上記決定を受けた請求人は、実施機関に対し、同年10月24日付けで本件公文書についての一部開示決定に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 実施機関は、同年11月14日付けで、本件審査請求の取扱いについて、条例第16条の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 請求人及び実施機関の主張の要旨

1 請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

公文書開示請求書の通り、平成29年6月19日業者と市の間で確定した境界の図面を下さい。

(2) 審査請求の理由

ア 現在境界線には赤い杭がうちこまれている、〇〇設計事務所は、この赤い杭が境界線であると発言している。

イ 市民に良く分かるように図面を下さい、なければ図面を作成してください。図面には起点を明確にしてください、又現場に来て説明する方法もある、当日は何をしにきていたのか。

条例第30条には理解しやすい方法で市民に明らかにする又条例第35条には必要な公文書を作成すると記載がある。

ウ 東区担当の東区地域整備課職員は平成29年9月26日「ある資料しか出せない」又環境施設課職員は「関係者以外出さない」「何故この書類がいるのか」と発言、市の根拠にない発言である、何故このような発言をするのか。

エ 市がこの資料を出さないのなら根拠理由を明確に教えてください。(公文書一部開示決定書には資料を出さない理由は書かれていない)

2 実施機関の主張要旨

(1) 開示請求対象文書について

本件公文書は、平成29年6月19日に立会、平成29年8月8日に境界を確定した境界確定申請書、境界確定協議書及び図面一式と解し、以下、この考えに基づき主張する。

(2) 一部開示理由について

ア 本件公文書について、個人の住所、氏名、印影及び電話番号は、条例第5条第1号の個人情報に該当するため非開示とした。

イ 境界確定協議書は、境界に関する協議が整った後、当事者から実施機関に対し、境界確定申請書とともに提出される。境界確定

決裁後、境界確定申請書は実施機関が保管し、境界確定協議書は当事者に交付する。そのため、実施機関は境界確定協議書を保有しておらず不存在であるため非開示とした。

ウ 岡山市東区中尾50番318は、当該地番が存在しない。したがって、当該地番に関する文書は不存在のため非開示とした。

なお、請求人からの審査請求の趣旨に該当する図面については、本件公文書として、上記アからウまでの非開示部分を除いて開示し、その写しを請求人に交付済みである。

(3) 審査請求理由について

ア 上記第3、1(2)アについて、実施機関は赤い杭は確認しているが、〇〇設計事務所の発言は不知。

イ 上記第3、1(2)イについて、境界確定図面の写しを交付済みである。公文書の開示は、実施機関が現に保有する公文書を開示するものであって、新たに作成すること、現場での説明することまで求められているものではない。

また、当日(平成29年6月19日)は、境界立会願に基づき、申請地と市有地の境界を確認したものである。

条例第30条は、市民に市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう広報誌やホームページを用いて情報提供することを明らかにしたもので、本件請求に対する一部開示決定に直接的に適用されるものではない。条例第35条は、公文書の適正な管理を確保するための基本原則を定めたものであり、実施機関としては「岡山市文書取扱規程」等に従って公文書を適正に作成し、管理している。

ウ 上記第3、1(2)ウについて、「ある資料しか出せない。」との発言は、条例第2条第2号に公文書の定義が規定されており、その公文書を前提に発言したものである。

エ 上記第3、1(2)エについて、本件一部開示決定において「開示することができない部分の内容及びその理由」に記載したとおりであり、それ以外の部分については開示し、境界確定図面の写し等

を交付済みである。

第4 審査会の判断

実施機関と請求人との間における本件の争点に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 請求人の本件審査請求内容について

本件請求に対して実施機関は、上記第2、2（1）～（3）の部分を非開示として本件公文書の一部開示決定をしている。

それに対して、請求人は本件審査請求で、上記第3、1（1）及び（2）ア～エの主張を述べている。

（1）請求人の本件審査請求内容のうち「図面」について

本件請求に対する該当図面として、実施機関は、「位置図」、「公図の写し（集成図）旧土地台帳附属地図」、「境界確定図（実測図）」、「境界確定図（断面図）」の4種類、計8点について、非開示部分を除き、開示している。

本件審査請求において請求人は、別の図面が開示されていないこと、また、それがなければ、市民にとって分かりやすい文書を作成すべきであることを主張している。

これについて実施機関は、上記第3、2（2）で、保有するすべての図面を非開示部分を除いて開示し、その写しは交付済みであると主張している。

開示請求の対象となる公文書については、条例第2条第2号において、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものと規定されている。

そして、同号の公文書に係る情報は、実施機関が現に保有し、社会通念上速やかに開示できるものを意味しているのであって、請求人要請に応じ、保有する公文書を加工したり、新たに作成したりすることは含まれていないと解すべきである。

実施機関に確認したところ、本件請求に係る図面については、上記第4、1（1）に記載の8点以外には存在しない。

実施機関は、条例第2条第2号に規定された公文書として、保有するすべての図面を条例第5条第1号に規定される非開示部分を除いて、開示したものであり不当な点は見られないし、新たな文書を作成すべきだとする請求人の主張には理由がない。

（2）請求人のその他の主張について

請求人は、条例第30条には理解しやすい方法で市民に明らかにする又条例第35条には必要な公文書を作成すると記載があると主張している。

条例第30条は、公文書の開示制度のほかに、市民がホームページ等で、市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開を総合的に推進することを明らかにしたものであり、条例第35条は、情報公開の対象となる公文書の適正な管理を確保するため、必要な公文書の作成、保存、廃棄など、公文書の管理の基本原則について定めたものである。

いずれも、公文書開示決定で直接適用される条文ではなく、本件請求においても、その開示判断に影響するものではない。

また、請求人は、「市がこの資料を出さないのなら根拠理由を明確に教えてください」と、公文書一部開示決定通知書の非開示理由の付記について主張しているが、実施機関は、上記第2、2のとおり、図面を含む本件公文書を開示し、それに係る非開示部分についての非開示理由を公文書一部開示決定通知書に記載したものであり、その記載内容に不十分な点はない。

そして、請求人はその他様々な主張をしているが、いずれも実施機関の行った決定の適法性に影響を与えるものではない。

2 結論

以上の理由により、当審査会は、第1記載のとおり判断するものである。

第5 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年11月14日	諮問書の收受
平成29年11月30日	請求人側反論書の收受
平成30年10月26日	審議
平成30年11月30日	審議
平成30年12月19日	審議
平成31年 1月11日	答申